#### ホテル B4T いわき

#### **AGREEMENT**

### 宿泊約款

# 本約款の適用(第1条)

- 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず その特約が優先するものとします。

#### 宿泊契約の申込み(第2条)

- 1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - 1) 宿泊者名
  - 2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - 3) 宿泊料金
  - 4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### 宿泊契約の成立等(第3条)

- 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、 当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 申込金の支払いを要しないこととする特約(第4条)

- 1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 宿泊契約締結の拒否(第5条)

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - 1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - 2) 満室により客室の余裕が無いとき。
  - 3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反す る行為をするおそれがあると認められるとき。
  - 4) 宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会勢力であるとき。
  - 5) 宿泊しようとする方が、暴力団または、暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の 団体であるとき。
  - 6) 宿泊しようとする方が、暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他団体 であるとき。
  - 7) 宿泊しようとする方が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼすおそれがある言動をしたとき。
  - 8) 宿泊しようとする方が、ホテルもしくはホテル従業員に対して暴力的要求行為をおこない、あるいは合理的範囲を超える要求をしたとき。
  - 9) 宿泊しようとする方が、著しく不潔な身体、又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。
  - 10) 宿泊しようとする者が、明らかに支払い能力がないと認められるとき。
  - 11) 宿泊しようとする方が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - 12) 宿泊に関し、暴力的要求が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
  - 13) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

#### 宿泊客の契約解除権(第6条)

- 1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合 (第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを

求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊約款を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊者が連絡なしに宿泊当日の午後8時(予め到着時間の明示のある時は、その時刻より2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、宿泊契約は解除されたものとみなし処理することがあります。

### 当ホテルの契約解除(第7条)

- 1. 当ホテルは、第3条第1項により宿泊契約が成立した場合であっても、次のいずれかに該 当することがある場合は、当該宿泊契約を解除することがあります。
  - 1) 第5条第1項第3号から第13号のいずれかに該当すると当ホテルが判断したとき。
  - 2) 第10条に定める利用規約に反する行為があったとき、又はそのおそれがあると当ホテルが判断したとき。
  - 3) 前各号のほか、解除する正当な理由があるとき、又は正当な理由があると当ホテルが 判断したとき。
  - 4) 禁煙室での喫煙行為および寝室での寝たばこ(電子タバコ、加熱式タバコによる喫煙を含む)、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### 宿泊の登録(第8条)

- 1. 宿泊客は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
  - 1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - 2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - 3) パスポートのコピーを取ること
  - 4) 出発日及び出発予定時刻
  - 5) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、日本の通貨またはクレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

### 客室の使用時間(第9条)

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時でとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます(キャビン客室を除く)。

# 利用規則の遵守(第10条)

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていた だきます。

# 料金の支払い(第11条)

- 1. 宿泊客が支払う宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本の通貨またはクレジットカード等通貨に代わり得る方法により、当ホテルのチェックイン手続きの際又は当ホテルが請求する際にお支払いいただきます。
- 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

### 当ホテルの責任 (第12条)

- 1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

### 契約した客室の提供ができないときの取扱い(第13条)

- 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 寄託物等の取扱い(第14条)

当ホテルは、原則として宿泊客の荷物等をお預かりいたしませんが、特別の事情により 当ホテルが宿泊客の物品又は現金並びに貴重品をお預かりした場合、当該物品等に滅失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その 損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額 の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当ホテルは 15 万 円を限度としてその損害を賠償します。

# 宿泊客の手荷物または携帯品の保管(第15条)

- 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ち、その指示を求めるものとします。所有者の連絡および指示がない揚合は、当ホテルが一定期間お預かりし、一定期間を経過しても宿泊客が引き取らないときは、手荷物等の性質に応じて、遺失物法の規定に基づき処理するか、宿泊客への返還または廃棄処分をします。なお、手荷物等の返還または廃棄に要した費用は、宿泊客の負担とします。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、 第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に 準じるものとします。

### 宿泊客の責任(第16条)

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテル に対し、その損害を賠償していただきます。

# 免責事項(第17条)

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用に当たりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。 コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

### 個人情報の取り扱い(第18条)

当ホテルでは、宿泊客から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱います。

### 準拠法 (第19条)

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所にお

いて、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条 1 項関係) 宿泊客が支払うべき総額

	内 訳
宿泊料金	① 基本宿泊料(室料または室料+朝食料)
追加料金	②その他の利用料金
税金	③ 消費税

※税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

※契約解除の通知を受けた日

取消日					
_	前日	当日	不泊		
	20%	100%	100%		

- 1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わらず1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

# 【ホテル B4T いわき利用規則】

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき次の通りご利用規則(以下「本規則」)を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。このご利用規則をお守りいただけないときは、やむを得ず宿泊約款第 7 条第 1 項により、宿泊ならびにホテル内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害をご負担いただく場合もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

# 安全・防災上お守りいただきたいこと

- 1) 客室内で暖房用、炊事用などの熱を発する器具、およびホテル指定以外のアイロン等の電気 器具はご使用にならないでください。
- 2) ホテルが指定した館内の喫煙場所以外での喫煙はなさらないでください。
- 3) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさらないでください。また、その他火災の原因になるような行為をなさらないでください。
- 4) ご来訪者と客室内でのご面会はご遠慮ください。
- 5) 客室を許可なしに宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- 6) 花火・お香・線香・ローソク類など火災の原因となるような物品、臭気が強く残る物をご利 用にならないでください。

#### 貴重品について

ご貴重品ついては、ご自身の責任において管理してください。

### 館内へのお持ち込みを禁止するもの

- 1) 犬・猫・鳥類等の動物、ペット類全般。※補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を除く。
- 2) 毒劇物、有害有毒化学剤、悪臭および強い臭いや噴煙を発するもの。
- 3) 発火あるいは引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある製品。
- 4) 法により禁じられている銃砲、刀剣類、麻薬などの薬物、およびその他法令等で
- 5) 所持を禁じられているもの。
- 6) 常識的な量を超えるお荷物および物品。

### 館内での禁止行為

- 1. ホテル内で、賭博や風紀および治安を乱すような行為、または他のお客さまにご迷惑を及ぼ したり不快感を与えたりする行為はおやめください。
- 2. 当ホテルの許可なく、客室やロビーを事務所、営業所および展示室代わり、また商業映像の 撮影場所など宿泊以外の目的でご使用なさらないでください。
- 3. 当ホテル内で、許可なく広告・宣伝物を配布したり、物品を販売したりするような行為はお やめください。
- 4. 当ホテル内で撮影された写真やビデオ映像・音声等を、SNS を含め、許可なく営業の目的で公開することはおやめください。法的措置の対象になる事がございます。

- 5. 緊急事態あるいはやむを得ない事情が発生しない限り、非常階段等、従業員用のスペースへ の立ち入りはおやめください。
- 6. 窓に物をかけたり、窓側に物を陳列したりする等の、外観を損なうような行為はおやめください。
- 7. 館内の諸設備および諸物品についてのお願い。
  - 1) その目的以外の用途でご使用にならないでください。
  - 2) ホテルの外へ持ち出さないでください。
  - 3) 他の場所に移動したり加工したりなさらないでください。
- 8. ナイトウェア・スリッパ・下着等で、廊下・ロビー・レストラン等、客室外に出歩く事は ご遠慮ください。
- 9. 次のような場合は、直ちにホテルのご利用をお断りいたします。
  - 1) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求およびこれに類する行為が認められるとき。
  - 2) 当ホテルをご利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客さまに危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるとき。
  - 3) 館内および客室内で大声、放歌および喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、 迷惑を及ぼしたり、また、賭博や公序良俗に反する行為のあったとき。
  - 4) その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りします。なお、不審者、 不審物等を発見された場合はフロントへご連絡ください。

### お願い

当ホテルは、環境への配慮(CO2削減義務)に向けた取り組みを行っておりますので、下記の内容にご協力いただければ幸いです。

- ❖ ご連泊中の清掃についてご不要な場合はお知らせください。
- ❖ 客室清掃は、ご一泊の場合は滞在中の清掃はいたしておりません。
- ❖ ご連泊の場合は、ご一泊につき清掃は1回とさせていただいております。(10:00より 14:30まで)